

“がん”になった従業員が 「この職場でよかった！」 と、言えるために…

事業主
人事労務
産業保健担当者の
みなさまへ



4コマまんがでわかる!

がん治療と仕事を両立できる職場づくり

生涯のうち2人に1人は“がん”にかかると言われています。
どこの職場にも、“がん”にかかる従業員がいて当たり前になって
きます。“がん”により、職場を支える人材を失わないためにも、
職場でできる取組みをはじめましょう。



神奈川県



独立行政法人 労働者健康安全機構

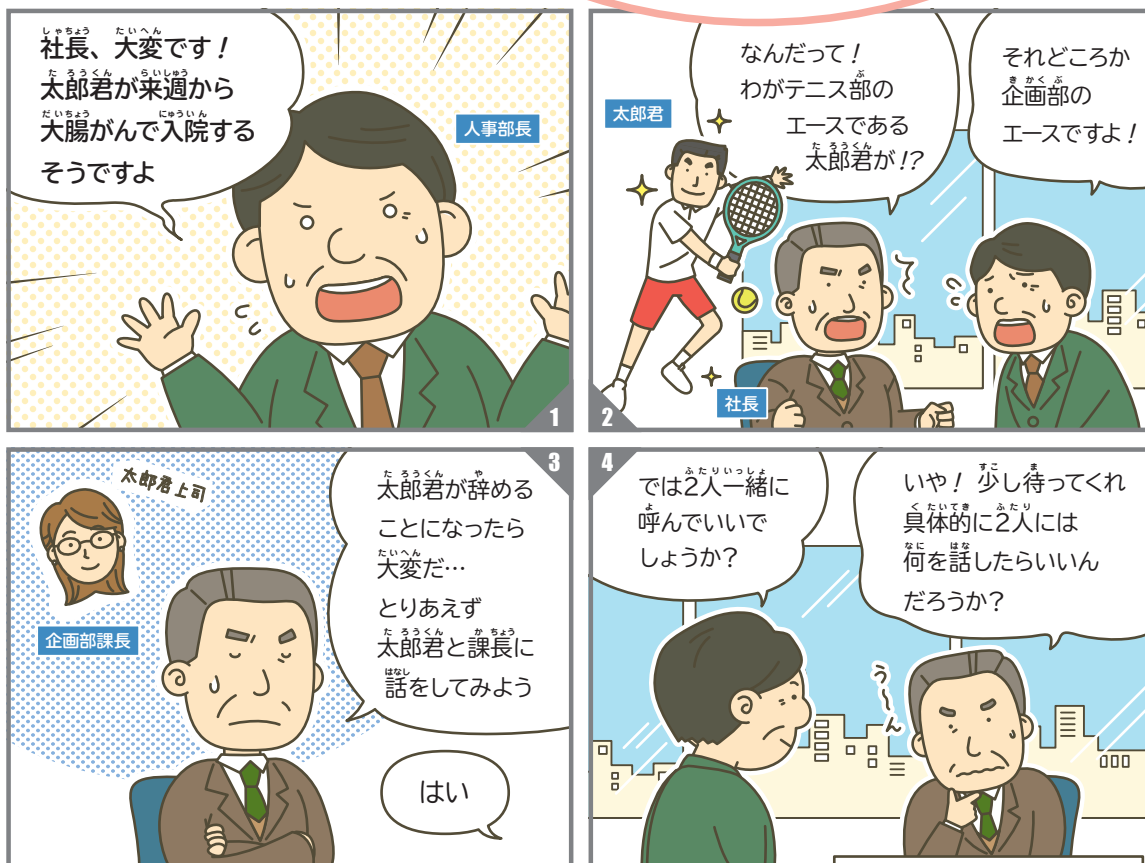
神奈川産業保健総合支援センター

I

がん治療と仕事を両立できる職場づくり

従業員が“がん”と 診断されたとき 職場としてできること

主人公＝太郎君（本名：神奈川太郎）

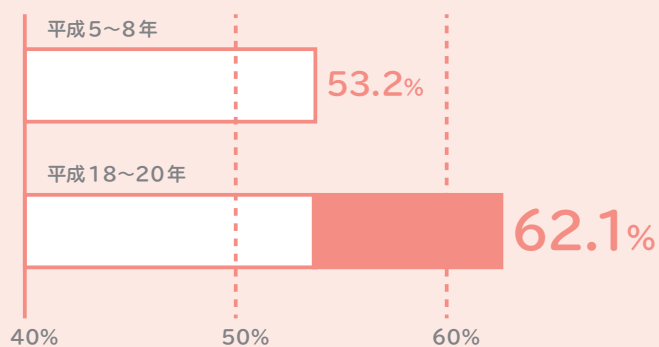


“がん”は身近な病気です

ポイント
1

治療技術の進歩により、「不治の病」は「長く付き合う病気」に

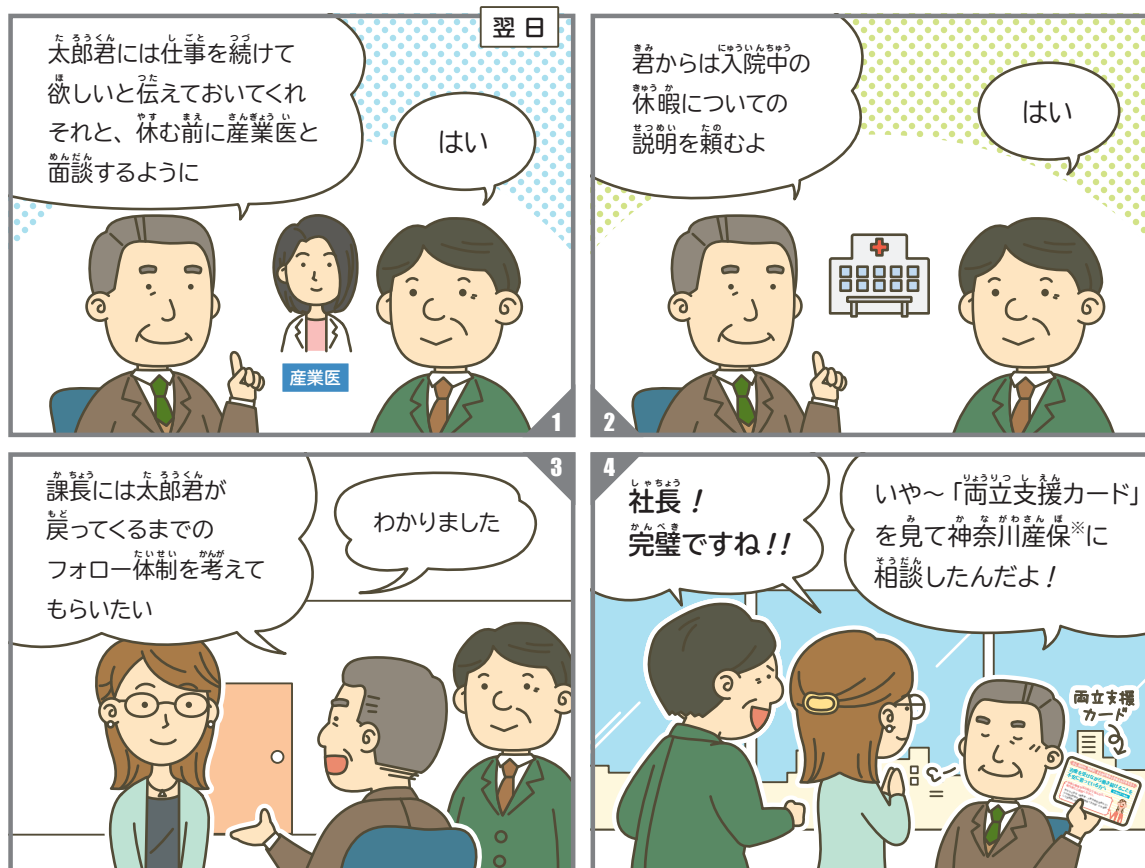
現在、日本人の2人に1人が、生涯のうちに一度は“がん”になると言われています。右のグラフは、“がん”と診断されてから5年後に生存している割合を平成5～8年と平成18～20年で比較したものです。生存率が、過去と比べて62.1%にアップしていることから、“がん”は「長く付き合う病気」になってきたと言えます。



出典：地域がん登録に基づき独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターが集計

役割に応じたサポート

従業員から“がん”と診断されたと報告があったとき、
従業員が早まって会社を辞めることがないように、
また、安心して治療に専念できるように、役割に応じたサポートを考えましょう。



※神奈川産業保健総合支援センター
「両立支援カード」は同機関によるもの

ポイント 2

今は仕事をしながら治療を続けることが可能な時代

仕事を持ちながら“がん”で通院している人の数は、現在推計32.5万人。“がん”は必ずしもすぐに離職しなければならない病気ではなくなりつつあります。今後、高齢になっても働く人の割合が増えることに伴い、病気を抱えながら働く従業員の増加も見込まれています。

32.5万人

出典：「平成22年国民生活基礎調査」に基づく推計

II

治療と仕事の両立のための 環境づくり

がん治療と仕事を両立できる職場づくり



正しい情報を共有する

ポイント
1

事業所が医学的な助言や支援を受けるには

◎主治医

職場での支援を検討するためには、治療内容、後遺症、副作用など、病気関連の情報を適切に共有する必要があります。主治医から情報提供や助言を得るためには、本人に同意を得た上で、情報提供書、診断書などの作成を依頼します。

◎産業医等産業保健スタッフ

産業医や産業保健スタッフが配置されている事業所では、復職や就労継続について助言をもらうなど、相談窓口として活用できます。産業医が主治医との連絡窓口になった場合、よりスムーズに情報共有が図れます。

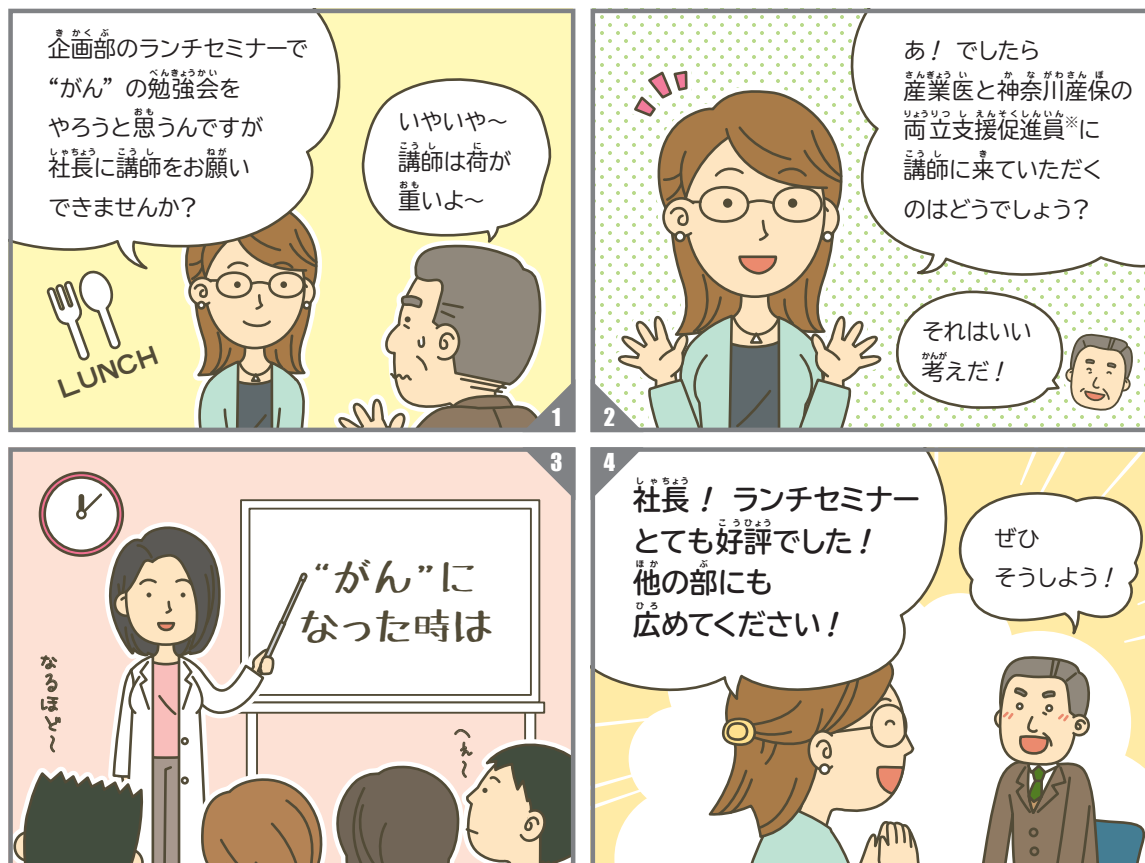
◎神奈川産業保健総合支援センター

<http://www.kanagawas.johas.go.jp/>
両立支援促進員[※]が事業場に訪問し、治療と職業生活の両立支援に関する制度導入の支援や管理監督者、社員等を対象とした意識啓発を図る教育を無料で提供しています。

“がん”の理解を広げる

職場内における“がん”に対する偏見や誤解を払しょくし、正しい知識を共有できるよう、従業員向けのセミナーや勉強会を実施しましょう。

“がん”の早期発見・早期治療のためのがん検診の受診推奨や、産業保健スタッフによる健康管理にも取り組みましょう。



※両立支援促進員（社会保険労務士、保健師、MSW等の専門家）は、治療と職業生活の両立支援に関する相談や事業場に訪問し、制度の導入支援や教育及び両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成の助言、支援をします。

ポイント 2

正しい情報を入手するには

◎かながわのがん対策（神奈川がん・疾病対策課）

かながわのがん対策 検索

神奈川県内のがん医療、がん検診などの情報を掲載しています。

◎がん情報サービス（国立がん研究センターがん対策情報センター）

<http://ganjoho.jp/>

がんの治療方法、予防、検診などについて、信頼できる最新の正しい情報を掲載しています。

◎事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

事業場が、がん、脳卒中などの疾病を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活が両立できるようにするため、事業場における取組などをまとめたものです。

◎がんと就労〔各種支援ツール〕（厚生労働省がん対策推進総合研究事業）

<http://cancer-work.ncc.go.jp/tool/>

がん患者・職場関係者・医療従事者向けに開発した就業支援ツールを紹介しています。

III

がん治療と仕事を両立できる職場づくり

治療しながら

働きやすい休暇制度や

勤務制度の整備



両立支援を行うための環境整備

ポイント
1

治療と職業生活の両立支援は、事業者にとっても大きなメリット



事業者のメリット

- 従業員の「健康確保」の推進
- 継続的な人材の確保
- 従業員のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 「健康経営」の実現
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化

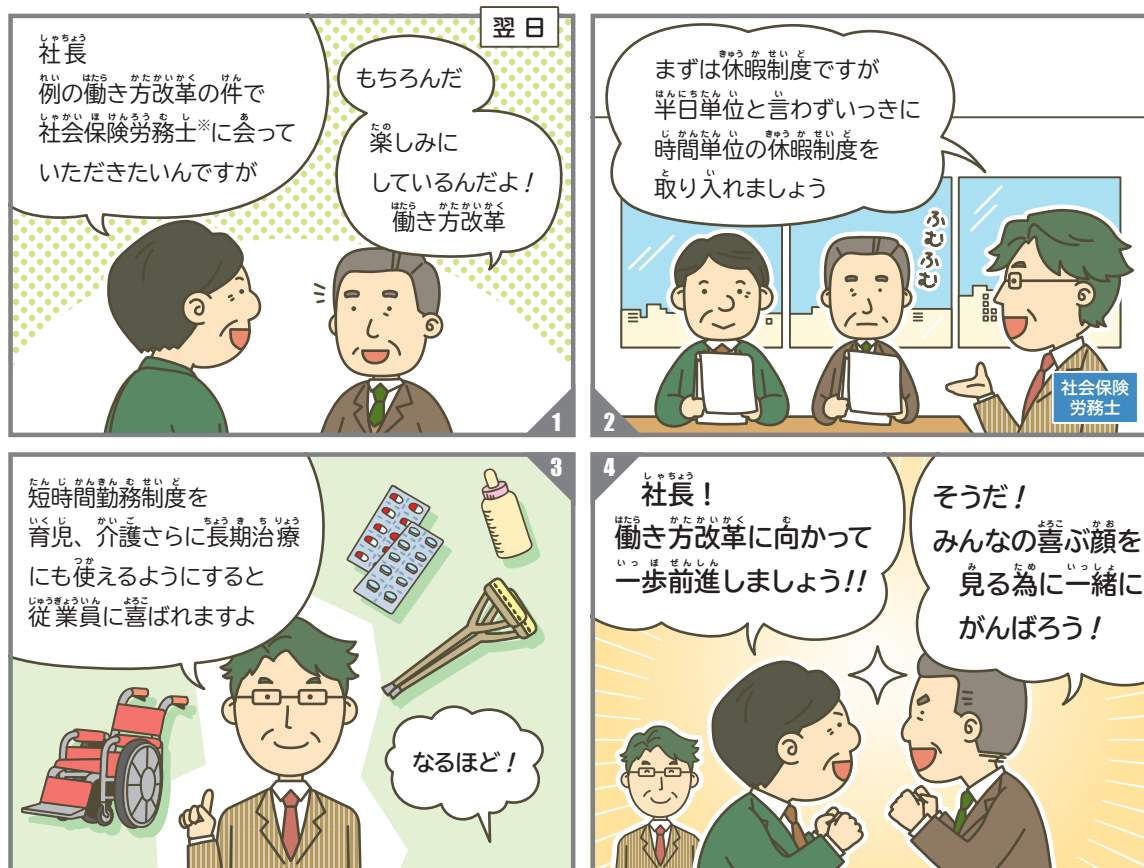


従業員のメリット

- 治療に関する配慮が行われることによる病気の悪化の防止
- 治療を受けながらの仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入を得ること
- 働くことによる社会への貢献

復帰に向けた仕組みづくり

がん治療といっても、“がん”の種類や症状によって様々で、治療による影響も個人差があります。その人にあった休暇制度や勤務制度があると、治療しながら働ける可能性は格段に広がります。その先には、以前どおりに復帰できる可能性も高くなります。



※社会保険労務士は、社会保険労務士法に基づく国家資格で、労働・社会保険に関する法律、人事・労務管理の専門家、「人事労務管理のコンサルティング」「年金相談」「労働社会保険手続きの代行」を主な業務としています。

ポイント 2

休暇制度、勤務制度についての検討や導入

①休暇制度

時間単位の年次有給休暇	1日単位が原則であるが、労使協定を結べば 1時間単位で与えることが可能
傷病休暇・病気休暇	入院治療や通院のために 年次有給休暇とは別に休暇を付与

②勤務制度

時差出勤制度	始業や終業の時刻を変更 することにより、通勤時間帯を避けて通勤することが可能
短時間勤務制度	療養中・療養後の負担を軽減すること等を目的として 所定労働時間を短縮する制度
在宅勤務（テレワーク）	パソコン等を活用し 自宅勤務する ことにより、通勤による身体への負担を軽減
試し出勤制度	円滑な復職を支援するために 勤務時間や勤務日数を短縮した試し出勤 等を行う

出典：厚生労働省「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」

IV

復帰に向けての 職場における対応

がん治療と仕事を両立できる職場づくり



専門家の意見も参考にしましょう

厚生労働省

ポイント
1

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」

厚生労働省では、事業者、人事労務担当者、産業保健スタッフを対象に、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を作成しました。「がん」などの病気を治療しながら働きたい労働者に対して、職場はどのような対応をしたらよいのか、環境整備や進め方、様式例集など、両立支援に向けて事業者が取り組むべき内容を丁寧に紹介する一冊です。

●ホームページからガイドラインをダウンロードできます！ ▶▶▶

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



A4版 40頁

安心して復帰できる環境づくり

休職中も、仕事のことで、まわりに迷惑をかけて申し訳ないとか、本当に復帰できるだろうか、など悩みは尽きないでしょう。少しでも安心して治療に専念できるよう、休職中も連絡が取り合える方法を決めておきましょう。また、復帰のタイミングや復帰後の業務については、本人の意向だけではなく、専門家の意見も参考にするようにしましょう。



神奈川産業保健総合支援センター

神奈川産保

検索

ポイント
2

両立支援促進員が、治療と職業生活の両立支援を無料でお手伝い

①事業者・人事労務・産業保健担当者などからの

両立支援に関する相談に対応

②事業場を訪問し

状況にあった具体的な助言 や 治療と職業生活の両立への理解を促す教育

③従業員が治療を受けながら仕事を続けるため

事業場と患者（従業員）間の調整支援 や 両立支援プラン作成の助言

④両立支援を普及促進するため

事業者等に対する啓発セミナーの実施

支援は全て
無料！

がん、脳卒中、糖尿病、その他の難病と診断されたあなたへ
治療を受けながら働き続けることを
不安に思っている方へ

治療と職業生活の両立で悩んだら、専門家に相談ください。
あなたと会社（事業者・人事労務担当社員など）との間の関係性、就業環境（生活）などを整理して支援します。
仕事をやめる必要はありません！
・治療を受けながら仕事を続けることができます。
・働き続けることは生きがいになります。
・治療と仕事を両立させる方法、私達と一緒に考えていきましょう。



両立支援のための
ポスターとカード▶

職場内で復帰後に 配慮すること

がん治療と仕事を両立できる職場づくり



● がん相談支援センター がん患者とご家族のための無料相談窓口

従業員に
お知らせください

社会保険労務士による無料相談もご利用できます

「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」のがん相談支援センターでは、がん患者とご家族からのがんに関する様々な相談に、専門の看護師やソーシャルワーカーなどが無料で対応しています。

- ▶ その中でも、右の10ヶ所の病院の「がん相談支援センター」では、がん患者の「仕事」と「治療」の両立を支援するために、**社会保険労務士による無料定期相談**を行っています。**予約制**になっていますので、【相談例】を参考にいただき、お仕事のことで相談したいことがある方は、お気軽にお問い合わせください。

【相談例】

- 治療と仕事を両立したいが、会社の制度（休暇・休職、勤務時間、勤務形態等）をどう利用できるのか。
- 人事・労務担当者に相談・交渉をしたいが、どのように話したら効果的か。
- 治療のスケジュール、副作用や後遺症の見通し・対処方法により、治療と仕事の折り合いのつけ方を考えたい。
- 治療や休職をするにあたって、利用できる保険・手当金・給付金等を知りたい。

配慮にもちょっとした工夫

通院しながら仕事をする上での苦勞や悩みは、人によってさまざまです。まわりの気遣いがかえって負担になって、さらなる悩みにつながりかねません（居たたまれなくなることもあります）。本人の意向を確認しながら、配慮の方法を工夫しましょう。

まわりの従業員にしわ寄せがいている場合には、その従業員へのフォローも必要でしょう。



● 社会保険労務士による定期相談を実施している病院一覧

実施病院	相談日時	予約電話
県立がんセンター	第1・3金曜日 13時～17時	(045) 520-2211 平日：9時～17時
横浜州市立市民病院	第1木曜日 13時～17時	(045) 331-1961 平日：9時～16時30分
横浜州市立大学附属病院	第4金曜日 13時～17時	(045) 787-2800 平日：9時～17時
関東労災病院	第2水曜日 13時～17時	(044) 435-5031 平日：9時～16時
相模原協同病院	第4金曜日 10時～14時	(042) 772-4291 平日：9時30分～16時 土曜日（第3土曜日を除く）：9時30分～12時
北里大学病院	第2金曜日 13時～17時	(042) 778-8438 (042) 778-9578 平日：8時30分～17時 第1・3・5土曜日：8時30分～12時
藤沢市民病院	第4水曜日 11時～15時	(0466) 25-3111 平日：9時～17時
東海大学医学部附属病院	第3土曜日 9時～13時	(0463) 93-3805 平日：9時～15時 第1・3・5土曜日：9時～12時
大和市立病院	第4月曜日 11時～15時	(046) 260-3411 平日：9時～16時
小田原市立病院	第4木曜日（隔月）13時～17時	(0465) 34-3175 平日：8時30分～17時

※ 祝日の場合などは、日程を変更する場合がありますので、事前にお問い合わせください。

がん治療と仕事を両立できる職場づくり



神奈川県

保健福祉局がん・疾病対策課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話：045-210-5015(直通) FAX：045-210-8860

詳しくは、ホームページをご覧ください

かながわのがん対策

検索

働くあなたの健康と安全のために 産業保健活動に携わる皆様を応援します

専門的研修
各種セミナー

1

相談対応

2

情報提供
広報啓発

3

メンタルヘルス
対策の普及促進

4

治療と職業生活の
両立支援

5

地域産業保健
センター

6



独立行政法人 労働者健康安全機構

神奈川産業保健総合支援センター

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階
電話：045-410-1160 FAX：045-410-1161
平日（月～金）8：30～17：15

詳しくは、ホームページをご覧ください

神奈川産保

検索

<http://www.kanagawas.johas.go.jp/>

